株式会社 仙台都市整備センター 現金取得者向け新築対象住宅証明書発行業務約款

申請者(以下「甲」という。)及び株式会社仙台都市整備センター(以下「乙」という。)は、消費税率引き上げに伴う 現金取得者向け新築対象住宅証明書の発行業務において、関係法令等を遵守し、この約款(申請書及び引受承諾書を含む。 以下同じ。)及び「株式会社仙台都市整備センター現金取得者向け新築対象住宅証明書発行業務要領」(以下「要領」とい う。)に定められた事項を内容とする契約(以下「この契約」という。)を履行する。

(甲の責務)

- 第1条 甲は、適用する住宅性能の種類を現金取得者向け新築対象住宅証明書審査申請書(以下「申請書」という。)に 明記しなければならない。
- 2 甲は、要領に従い、申請書ならびに審査に必要な図書を乙に提出しなければならない。
- 3 甲は、乙の請求があるときは、乙の現金取得者向けの新築住宅取得に係る給付要件の基準への適合を示す証明書の発行 に関する業務(以下「業務」という。)の遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた対象住宅(以下「対象 住宅」という)の計画その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 4 甲は、要領に基づき算定され引受承諾書に定められた額の料金(以下「本件料金」という。)を、第4条に規定する日(以下「支払期日」という。)までに支払わなければならない。
- 5 甲は、乙の業務において、対象住宅の計画に関し乙がなした基準への適合に関する質疑事項に対し、速やかに申請図書の 修正又はその他の必要な措置をとらなければならない。

(乙の責務)

- 第2条 乙は、関係法令等によるほか要領に従い、公正、中立の立場で厳正かつ適正に、業務を行わなければならない。
- 2 乙は、引受承諾書に定められた業務を次条に規定する日(以下「業務期日」という)までに行わなければならない。
- 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。 (業務期日)
- 第3条 乙の業務期日は、引受承諾書に定める日とする。
- 2 乙は、甲が第1条及び第5条に定める責務を怠ったとき、その他乙の責に帰すことができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲・乙協議して定める。

(料金の支払期日)

- 第4条 甲の支払期日は、審査申請日の同日とする。
- 2 甲と乙は、別途協議により合意した場合には、他の支払期日を取り決めることが出来る。
- 3 甲が、本件料金を支払期日までに支払わない場合には、乙は、現金所得者向け新築対象住宅証明書(以下「証明書」という。)を発行しない。この場合において、乙が当該証明書を発行しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(料金の支払方法)

- 第5条 甲は、要領に基づく料金を、前条の支払期日までに、申請時現金で支払う他、乙の指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。なお、振込みにかかる費用は、甲の負担とする。
- 2 甲と乙は、協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

(証明書発行前の変更申請)

- 第6条 甲は、証明書の発行前までに甲の都合により対象住宅の計画を変更する場合は、速やかに乙に通知するとともに、変更部分の関係図書を乙に提出しなければならない。
- 2 乙が、前項の変更を大規模なものと認めた場合にあっては、甲は、当初の申請を取り下げ、別件として改めて乙に申請しなければならない。
- 3 前項に規定する申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。 (甲の解除権)
- 第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
- (1) 乙が、正当な理由なく、第3条第1項の業務を業務期日までに完了せず、又はその見込みのないとき
- (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、料金が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除(申請の取り下げ)の場合、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。甲は、既に支払った料金が過大であるときは、その一部の返還を乙に請求することができる。
- 6 第2項の契約解除(申請の取り下げ)の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

- 第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
- (1) 甲が、正当な理由なく、支払期日までに支払わない場合
- (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- (3) 甲の責めに帰すべき事由により業務期日に証明書を交付することができないとき
- 2 前項の契約解除の場合、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。さらに、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。 (乙の免責)
- 第9条 乙は、審査を実施することにより、甲の申請に係る住宅が建築基準法その他の法令に適合することを保証しない。 2 乙は、審査を実施することにより、甲の申請に係る住宅に瑕疵がないことを保証しない。
- 3 乙は、甲が提出した申請関係図書に虚偽があることその他に事由により、適切な審査業務を行うことができなかった場合は、当該審査業務の結果に責任を負わないものとする。

(秘密保持)

- 第10条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。
- 2 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。
- (1)公的な機関から登録や開示を求められた場合
- (2) 既に公知の情報である場合
- (3) 甲が、秘密情報でない旨書面で確認した場合

(統計処理)

第11条 乙は、この契約による業務で得た情報を、個人のプライバシーを侵害しない方法で統計処理等を行うことができる。

(別途協議)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則 に則り協議の上定めるものとする。

(附則)

この約款は平成26年4月21日より施行する。